

平成 31 年 3 月 12 日

軽米町長 山本 賢一 殿

申請者

(譲渡人)

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第 1 地割 1 6 番  
地 7 0

氏 名 S S J メガソーラー 3 9 合同会社

代表社員 一般社団法人 S S J メガソーラー 1

職務執行者 安藤 まこと

(承継人)

住 所 東京都港区元赤坂一丁目 1 番 7 号

氏 名 ブルーエナジーブリッジファンド C 合同会社

代表社員 ブルーエナジーホールディングス I

一般社団法人

職務執行者 野坂 照光

#### 軽米・西山太陽光発電所に係る事業承継について

軽米・西山太陽光発電所に係る事業について、次のとおり譲渡人から承継人に対し承継させることにつき、ご承諾下さるようお願いいたします。

軽米町と譲渡人の間の平成 28 年 6 月 20 日付軽米町自然のめぐみ基金に関する協定書、平成 28 年 6 月 6 日の開発協定書、平成 28 年 6 月 6 日付の自然環境の保護等に関する協定書、並びに平成 29 年 1 月 11 日付の再生可能エネルギー発電設備の原状回復等に関する協定書に基づく譲渡人の地位及び権利・義務（以下、総称して「本件事業に係る地位等」といいます。）について、譲渡人から承継人に承継させることを予定しています。つきましては、かかる譲渡（以下「本件譲渡」といいます。）につき、異議なくご承諾下さるようお願いいたします。

平成 31 年度の軽米町自然のめぐみ基金の XXXXXXXXXX 円の支払いについては、S S J メガソーラー 3 9 合同会社または Sky Solar Japan 株式会社が負担することを本資料にて確認いたしました。

また、譲渡人は、本件事業に係る地位等について、譲渡人から承継人に対し承継させることを誓います。

なお、本件事業に係る地位等については、本件譲渡の後、承継人から投資法人（本申請書提出時点では、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（本店 東京都港区虎ノ門一丁目 2 番 8 号）又は同投資法人を運用するアールジェイ・インベストメント株式会社が指定した者を予定しています。以下「予定承継人」といいます。）への譲渡（以下「予定譲渡」といいます。）が予定されています。つきましては、予定譲渡につきましても予め異議なくご承諾いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 事業承継

最終予定承継人	承継人	譲渡人
住所 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 氏名 日本再生可能エネルギーインフラ投資法人 職務執行者 三原 淳一郎	住所 東京都港区元赤坂一丁目1番7号 氏名 ブルーエナジーブリッジファンDC合同会社 代表社員 ブルーエナジーホールディングスI 一般社団法人 職務執行者 野坂 照光	住所 岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第1地割16番 氏名 S S Jメガソーラー39合同会社 代表社員 一般社団法人S S Jメガソーラー1 職務執行者 安藤 まこと

2. 承継理由及び

譲渡人の都合（譲渡人の他案件の開発資金調達のため）による。

3. 承継予定日

一次承継 平成 31 年 3 月 29 日

最終予定承継 平成 31 年 8 月 1 日

4. 添付書類

- ・ 法人登記簿謄本

平成31年3月16日

軽米町長 山本 賢一殿

SSJメガソーラー39合同会社  
代表社員 一般社団法人SSJメガソーラー1  
職務執行者 安藤 まこと  
担当： XXXXXXXXXX

### 持ち回り協議会開催の理由書

この度、持ち回り協議会開催の理由を以下のようにご報告致します。

本来であれば指定すべき場所にて協議会をおこなうところではありますが、軽米・西山太陽光発電所の譲渡につきまして、理由をご報告いたします。

1. 開催目的：譲渡承諾
2. 期日：3月29日
3. 理由：
  - ① 譲渡者の開発予定案件への資金調達を3月29日までにこなう必要があること。
  - ② 譲受者（最終）が、日本再生可能エネルギーインフラ投資法人（以下、「投資法人」という）となります。投資法人は性質上、2月または8月にのみでしか物件を取得することができず、今回は8月に取得することになります。その間に一次譲受者のブルーエナジー・ブリッジファンドC合同会社（以下、「合同会社」という）に権利移転を予定しており、経済産業省、東北電力株式会社等へ各種変更届出を行わなければならないため、3月29日には一次譲受者への譲渡が完了している必要があります。

以上。